

## 都道府県又は市区町村に寄附をした場合

住民税	基本控除分	控除方式	税額控除
		適用の上限	総所得金額等の30%
		控除額①	〔寄附金額の合計－2千円〕×10%
	特例控除額	控除方式	税額控除
		適用の上限	個人住民税所得割額の20%
		控除額②	〔寄附金額の合計－2千円〕 ×〔90%－(所得税の限界税率)×1.021〕
所得税	控除方式	所得控除	
	適用の上限	総所得金額等の40%	
	控除額③	〔寄附金額の合計－2千円〕 ×所得税の限界税率×1.021	

**【寄附控除対象額・・・①＋②＋③】**(寄附額が適用の上限内であるとき)

※控除額は、寄附者の家族構成や収入額等で一人ひとり異なりますので、詳しくは最寄りの税務署か住所地の市区町村にお尋ねください。

※この控除制度を受けるためには、原則として最寄りの税務署で所得税の確定申告の手続きをしていただく必要があります。(ただし、ワンストップ特例制度を利用される場合を除く。)

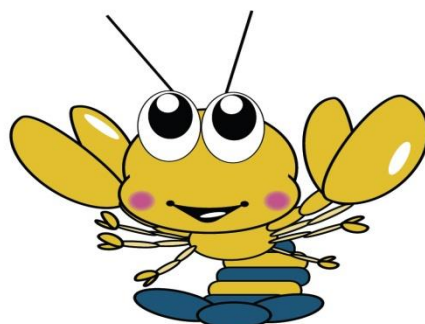
※寄附金の総額が2,000円以下の方は、寄附金控除の対象外です。

※平成25年から復興特別所得税が課税されたことに伴い、控除額②・控除額③が次のよう  
に変わります。(平成25年分所得税・平成26年度分住民税から適用されます。)

控除額②：〔寄附金額の合計－2千円〕×〔90%－(所得税の限界税率)×1.021〕

控除額③：〔寄附金額の合計－2千円〕×所得税の限界税率×1.021

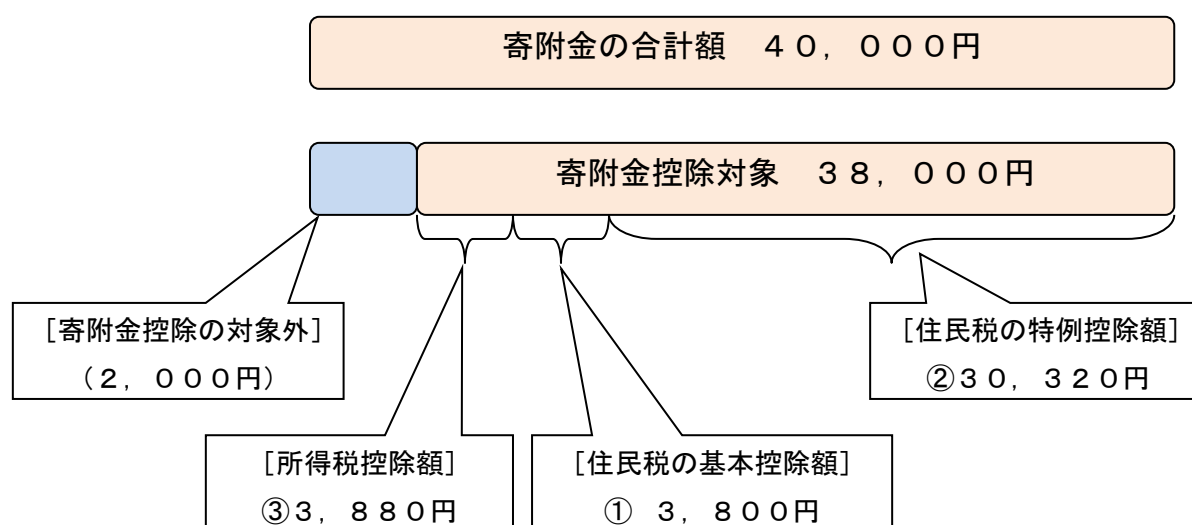
下に寄附金控除額の  
具体例があるよ



## 【寄附金控除額の具体例】

※控除額は、寄附者の家族構成や収入額等で一人ひとり異なりますので、詳しくは最寄りの税務署か住所地の市区町村にお尋ねください。

- ・ 給与収入700万円、夫婦子ども2人
- ・ 所得税の限界税率10%、住民税（所得割額）350,000円 の場合
- ・ 寄附金の合計額が4万円



### 【住民税の控除】

基本控除額：①  $[40,000円 - 2,000円] \times 10\% = \underline{3,800円}$

特例控除額：②  $[40,000円 - 2,000円] \times [90\% - 10\% \times 1.021] = \underline{30,320円}$

### 【所得税の控除】

③  $[40,000円 - 2,000円] \times 10\% \times 1.021 = \underline{3,880円}$

**寄附控除対象額・・・①+②+③=38,000円**